

公園利用に関する業務仕様書

1 共通事項

- (1) 利用者が公園及びライブラリーを円滑に利用できるよう、図書館利用に関する業務と合わせて、公園に係る制限行為の許可や公園利用者に対する相談受付及び助言等、公園利用に関する業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、公園における様々な利用者が円滑に利用できるよう留意すること。
- (3) 利用の案内に当たっては、利用方法や注意事項を十分に周知、説明し、必要な助言を行うこと。
- (4) 業務を開始する時期は、令和2年(2020年)4月1日からとする。ただし、ライブラリーの窓口において業務を開始する時期は、令和2年(2020年)7月1日とする。

2 利用者からの問合せ等に関する業務

- (1) 指定管理者は、窓口における利用者への円滑な対応が可能となる職員体制を構築するとともに、電話、ファクシミリ、インターネット等による相談や問合せ、苦情等に円滑に対応できる連絡体制を構築すること。
- (2) ライブラリーが竣工するまでの間については、利用者からの相談や問合せ、苦情等に対し、電話、ファクシミリ、インターネット等により確実かつ円滑に対応できる体制を構築すること。また、制限行為許可申請書の受付等、利用者との面談が必要となる場合については、吹田市南千里庁舎内において行うものとし、その際、業務内容の引き継ぎのため吹田市の担当職員が同席することとする。

3 制限行為の許可等に関する業務

指定管理者は、吹田市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、吹田市と協議のうえ、以下の業務を実施すること。

No	業務内容	根拠条文
1	公園利用の禁止又は制限に関する業務	条例第4条
2	行為の禁止に関する業務	条例第5条
3	制限行為の許可に関する業務	条例第6条
4	制限行為の許可期間の設定に関する業務	条例第10条
5	措置命令の履行届出の受理に関する業務	条例第11条第2項
6	制限行為の許可に係る監督処分に関する業務	条例第15条

(1) 公園利用の禁止又は制限に関する業務

指定管理者は、公園施設の損壊その他の理由により公園の利用者に危険が生ずると認められるとき、又は公園の保全若しくは改良のため必要な工事その他の措置を行うときは公園の区域の全部又は一部の利用の禁止、又は制限することができるものとする。なお、利用の禁止又は制限を行う際には必要に応じて吹田市と協議すること。

(2) 行為の禁止

指定管理者は、「（別紙1）吹田市都市公園条例第5条（行為の禁止）の運用基準」に基づき、公園で利用者が行う行為について、禁止することができるものとする。なお、行為の禁止を行う際には必要に応じて吹田市と協議すること。

(3) 制限行為の許可に関する業務

指定管理者は、物品の販売等、公園における制限行為をしようとする者から申請があった場合には、「（別紙2）吹田市都市公園条例第6条（行為許可）に係る運用基準」に基づき、許可することができるものとし、利用者からの相談対応や申請書受付、許可書交付等、関連する業務を実施すること。なお、許可を行う際には必要に応じて吹田市と協議すること。

業務に当たっては、公園における様々な利用者が円滑に利用できるよう留意するとともに、必要に応じて申請者に対し許可取得に関する助言、支援等を行うこと。

なお、制限行為許可に係る使用料については、指定管理者において徴収代行を行った上で、速やかに吹田市に納付すること。また、合わせて、使用料の減額又は免除に係る補助事務についても実施すること。

(4) 制限行為の許可期間の設定に関する業務

指定管理者は、制限行為の許可を行うにあたり、1年を超えない範囲で期間を設定することができるものとする。なお、期間を設定する際には必要に応じて吹田市と協議すること。

(5) 措置命令の履行届出の受理に関する業務

指定管理者は、制限行為の許可に関し、条例第15条に基づき、使用者に対し、許可の取消し若しくはその条件の変更の処分をし、又は使用許可に基づく行為の改善若しくは中止その他の必要な措置を命じた場合において、措置を命ぜられた者がその措置を履行した旨を届け出た場合に、その届出の受理に関する業務を実施すること。

(6) 制限行為の許可に係る監督処分に関する業務

指定管理者は、使用許可に基づく行為の状況等について検査することができるものとする。また、使用者に対し、許可の取消し若しくはその条件の変更の処分をし、又は使用許可に基づく行為の改善若しくは中止その他の必要な措置を命ずることができるものとする。なお、検査を実施、又は措置を命ずる際には必要に応じて吹田市と協議すること。

4 その他

その他仕様書に定めのない場合、又は疑義が生じた場合は、協議してこれを定めるものとする。

(別紙1)

吹田市都市公園条例第5条（行為の禁止）の運用基準

1 条文

(行為の禁止)

第5条 公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

2 「みだりに」について

都市公園において、「みだりに」各号に掲げる行為を行ってはならない。「みだりに」は正当な権限や理由に基づかないことをいう。第6条、第8条及び第9条の許可を得て、各号に掲げる行為を行うことは、正当な権限や理由に基づいており、本条に掲げる禁止行為に該当しない。しかし、許可を得られる行為であっても、許可を得ずに同様の行為を行った場合、禁止行為と判断することは当然である。

3 第1号

第1号は、公園施設を損傷し、又は汚損することは、器物破損などに該当する行為であり、当然禁止される行為である。

4 第2号

第2号は、竹木や植物などを伐採及び採取することを禁止している。竹木とは樹木と竹の両方を指している。竹木や植物は都市公園を構成する要素であり、みだりに採取等を行うことは禁止している。

しかし、子供が遊戯又は教育の範囲で植物を採取することなどは、都市公園の効用を全うするに相応しい行為とし、禁止行為としない。

5 第3号

第3号は、土地の形状や性質を変えないということだが、子供が遊戯又は教育の範囲で穴を掘るなどの行為を行うことは、禁止行為としない。

6 第4号

第4号は、都市公園内の主に動物に関し、都市公園内で飼育しているわけではないが、捕獲及び殺傷することを禁止している。鳥獣類、魚類が例示されているが、その他動物は動物界に分類されるすべての生物と解するため、実質生物全般となる。

ただし、子供が遊戯又は教育の範囲で昆虫などを捕獲することは、禁止行為として厳しく指導する必要はない。

7 第5号

第5号は、事業活動に伴う宣伝を目的とする貼紙、貼札その他の広告物の表示を禁止している。ただし、公園施設たる売店、飲食店、宿泊施設等に掲出される看板の類は、当該公園施設の構成部分として認める。

8 第6号

第6号は、立入禁止区域に立ち入ることを禁止している。フェンスや柵等で囲っている部分が該当し、池や大規模な植樹帯等がある。

9 第7号

第7号は、駐車場など自動車が進入することを可能としている部分以外に自動車が進入することを禁止している。ただし、催しや公園施設への資材搬入など許可を与えられている自動車についてはこの限りではない。

自動車の取扱いについて疑義が生じることは少ないが、車両等には「自動二輪及び三輪」「自転車」も含まれ、手押しで通行することを禁止していないが、乗車し通行することは禁止する。ただし、幼児等が練習のために自転車に乗車することは、遊戯の範囲であり、責任者（保護者等）の存在が明確であるため、禁止行為とはせず、許可を有する行為ともしない。

10 第8号

第8号は、直火であるたき火や指定された場所以外での火器の使用を禁止したものである。火器全般の使用を都市公園で禁止しているわけではなく、場所や条件によって禁止している。

たき火は「どんど焼き」や「キャンプファイヤー」など第6条の許可を得た行為であれば禁止行為としない。

手持ち花火は、広場などで消火用バケツを用いて行う場合禁止行為としない、また、許可を得なければならない行為でもない。ただし、公園施設や樹木に燃え移る可能性がある場所で手持ち

花火を行う、打上げ花火やロケット花火のように音やゴミによって公衆に迷惑や危害を加える可能性があるものは禁止行為とする。

バーベキューは火気の使用によって禁止しているのではなく、煙、臭い及び木炭などが公衆に迷惑や危害を加える可能性があるため禁止行為とする。

出店やキッチンカーなどで火気を使用することは、第6条の許可を得た行為に付随する場合であれば禁止行為としない。

11 第9号

第9号は、市内の都市公園で一律に「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為」（以下「迷惑行為等」という。）として市内の都市公園で原則一律禁止する行為と公園ごとの迷惑行為等に該当させる行為を定める。

（1）市内の都市公園で一律に定める禁止行為の例示は以下のとおり。

ただし、公衆（公園利用者、周辺住民等）の合意を得て、以下の行為を行う場合は迷惑行為等とせず、みだりに行っていないと判断する。

ア バーベキュー

第8号でも触れたが、バーベキューはコンロ等を使用するのは火気が問題ではなく、臭いや煙、木炭等が問題であるため、迷惑行為等となる。

イ 打上げ花火

第8号でも触れたが、手持ち花火は許可を必要としない行為である。しかし、打上げ花火等は花火をコントロールすることができず、ゴミの回収も難しい。また、音も大きいことから迷惑行為等とする。

ウ 早朝、深夜に音や振動を発生し、安眠を妨害する行為

早朝、深夜の定義は、概ね21時から翌朝7時とする。もちろん、都市公園の立地や周辺住宅の状況によって、臨機応変に対応すべきと考える。

エ 犬を放し飼いにする行為（リード等で保持せずに散歩させる等）

大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第4条「犬の飼養者は、その飼養する犬（以下「飼い犬」という。）を、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、常に係留しておかなければならない。」により、リード等で保持せずに散歩させることは禁止されている。

また、犬以外の動物について疑義が生じる可能性はあるが、係留しなければ危害を加えるおそれがあるのであれば同様に扱って差し支えない。

オ ゴルフをする行為（素振りを含む）

ゴルフボールを打つことは、ボールをコントロールすることが難しく、他の公園利用者や周辺住民に危害を加える可能性があるため禁止とする。素振りについても他の公園利用者に危害を加える可能性の他にも、芝生等地面を損傷させる可能性があるため禁止とする。

カ 釣り針、おもり、ルアー等を用いて釣りをする行為

第4号でも触れたが、魚類の捕獲は禁止行為になる。また、釣り針、おもり、ルアー等を投げる際に他の公園利用者に危害を加える可能性があるため、禁止行為とする。

キ 動物に餌を与える行為

餌自体がゴミとなり、公園を汚損する可能性がある。また、餌によって集められた動物の糞尿等により、公園を汚損する可能性があり、他の公園利用者に迷惑となる可能性があるため、禁止行為とする。

ク 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行

無人飛行機等は完璧にコントロールすることが難しく、落下や接触により、他の公園利用者に危害を加える可能性があるため、禁止行為とする。

ケ 硬球、軟球、テニスボール（硬式）等をバット及びラケット等で打つ行為

バットやラケットで硬いボールを打つ行為は、ボールをコントロールすることが難しく、他の公園利用者や周辺住民に危害を加える可能性はあるが、公園の規模や周囲の状況等を勘案して、一律禁止行為とはしない。また、硬いボールを使つてのキャッチボール等も同様の扱いとする。

コ その他

社会情勢や市民のルールやマナーの基準が変わるため、禁止する行為は上記の例示に関わらず、必要に応じて臨機応変に対応する。

12 第10号

第10号は、前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすることである。平成29年（2017年）12月の都市公園条例の一部改正により、第9号が加えられたため、第10号の例示は現在のところなく、適宜加えるものとする。

(別紙2)

吹田市都市公園条例第6条(行為許可)に係る運用基準

1 目的

吹田市都市公園条例(以下、「条例」という。)第6条(制限行為の許可)に係る運用基準を定め、申請に対する許認可の判断を明文化することで、条例が公園利用者の自由な利用の妨げとならないようにする。

2 制限行為の許可申請

許可申請又は事前相談があった場合、制限行為の許可に係る次の内容を確認する。条例第6条(制限行為の許可)は、原則、行われる行為が公園の規模や立地条件によって、条例第5条(行為の禁止)に該当しないかを基準にし、許可することを前提に判断する。

- (1) 制限行為を行う公園
- (2) 制限行為を行う公園の範囲
- (3) 制限行為を行う時間帯及び日数
- (4) 制限行為の内容

3 許可申請に対する判断

制限行為の許可に係る内容を確認し、次の判断を行う。

- (1) 許可
- (2) 不許可
- (3) 申請不要

4 許可とする制限行為

許可を与える制限行為の場合、次の書類等を添付させる。また、許可を与える場合、制限行為の内容に応じた許可条件を付す。

- (1) 制限行為を行う範囲を記した公園図面
使用料を算出するため、制限行為の範囲を申請させ、図面又は現地と照合する
- (2) 制限行為の内容を記した企画書等
企画書等に基づき、制限行為の許可の分類を判断する

5 不許可とする制限行為

不許可とする制限行為は、次のとおり。

(1) 条例第5条（行為の禁止）に該当する場合

(2) 催し等を行わず、物品の販売のみを行う場合

催し等を行わず、物品の販売のみを行うことは物品の販売が主たる目的となるため、公園の効用を全うするとは言い難く、不許可とする

(3) 宗教活動団体等が行う布教活動

宗教活動団体等が行う布教活動は、布教が主たる目的となるため、公園の効用を全うするとは言い難く、不許可とする

6 申請不要とする制限行為

許可申請を必要としない制限行為は、次のとおり。

(1) ハイキング、遠足等

遠足等は、都市公園の自由利用の範囲であり、制限行為の許可を与え、その行為を正当化する必要がないため、申請不要とする。

ただし、遠足は、本市がその利用状況を把握するため、届出用紙の提出を求める。

(2) ゲートボール等、広場の独占的な利用

広場等を独占的に利用して行うため、他の公園利用者への配慮が必要な行為だが、お互いが配慮し、利用すべき行為であり、都市公園の自由利用の範囲であることから申請不要とする。

(3) 公示・告示日より投票日前日までの選挙活動

候補者の選挙活動は、都市公園の自由利用の範囲であり、先着順で許可を与えることが公平性を欠くため、申請不要とする。

(4) 本市が推進する事業に係る広報

本市が推進する事業に係る広報は、本市としても望むところであり、積極的に広報していただきたい行為であるため、申請不要とする。

7 制限行為の許可の分類

許可を受けた行為は、条例第6条（制限行為の許可）の各号のいずれかに分類する。各号の例示は、次のとおり。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること
 - イベント等に付随する営利の発生が予見できる物品の販売等
- (2) 募金その他これに類する行為をすること
 - 災害復旧、人道支援等に係る募金
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること
 - ア 業として各種撮影で公園の一部を使用する場合
 - イ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等において、公園施設の情報提供を目的とする撮影
 - ウ 販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影等
 - エ 報道及び行政機関が行う広報を目的とする取材のための撮影等
 - オ 学生等が学業の一環として撮影する自主製作映画等
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること
 - ア 競技会、運動会等
 - イ 展示会、博覧会、イベント等
 - ウ 演説会、講演会その他これらに類する集会等
 - エ 祭礼・盆踊り等
 - オ オリエンテーリング、ウォークラリー、マラソン等
 - カ 演劇・音楽会等
 - キ 実費負担程度の入場料及び参加料等を徴収する競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し等
 - ク 実費負担程度の料金で物品の販売その他これに類する行為をする場合
- (5) 興行を行うこと
 - 有料興行で入場料及び参加料等の収入が期待される競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し等を行い、参加者以外の自由な往来を規制する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること
 - 例示なし（平成31年（2019年）3月現在）

8 使用料の算定基準

条例第6条（制限行為の許可）の許可を受けた者は、条例第12条第1項に基づき、使用料を納付しなければならないため、その使用料の算定基準を定める。

行為内容が条例別表第1「種別」において、複数の行為にわたると判断される場合、原則、種別の適用項目に係る公園使用料をそれぞれ徴収する。

<例示>

(1) 公園内の一部(500㎡)で参加費無料のイベントを行い、そのイベントに付随する行為として物品の販売を行う(500㎡のうち100㎡販売スペース)

$$\rightarrow @2円 \times 400㎡ + @200円 \times 100㎡ = 20,800円$$

(イベント使用料) (物品の販売)

(2) 公園内の一部(500㎡)で参加費無料のイベントを行い、その様子をカメラで撮影し、宣伝等に利用する場合

$$\rightarrow @1,000円 \times 1台 + @2円 \times 500㎡ = 2,000円$$

(カメラ撮影料) (独占利用使用料)

9 使用料の減免等処理基準

条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する申請者は次のとおりとする。

(1) 申請者区分

制限行為の許可を申請する団体及び個人は、次の4つに分類する。

ア 市、国、府

(ア) 各種行政機関による行為の場合に適用する。

(イ) 実行委員会方式による行為の場合、実質的にその事務局等を行政機関が担い、行政目的遂行のための行為である場合は、主催と同等の扱いとする。

イ 学校

学校教育法に規定する団体による行為の場合に適用する。

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する団体は、次のとおりとする。

同法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。同法第124条に規定する専修学校。同法第134条に規定する各種学校。

ウ 市行政と密接な関係を有する公共的団体又は指定管理者

(ア) ボランティア団体、自治会及びその他これに類する団体に適用する。

その他これに類する団体とは、自治会に関係する子供会、婦人会、老人会並びにマンション管理組合等をいい、これらの団体で構成する実行委員会、協議会等を含む。

(イ) 社会福祉法に規定するすべての団体、各種障がい者団体及びその他これに類する団体に適用する。

その他これに類する団体とは、認定保育室等をいう。

(ウ) 市が共催、後援又は協賛する行事又は事業である場合に適用する。なお、市の共催、後援又は協賛による行為の場合は、これを証明するに足る書類を申請者に添付させる。

エ その他

(ア) 上記の各号に規定した団体以外の団体及び個人の申請者に適用する。

(イ) 各種目別競技団体（体育協会の傘下団体は除く）、各種協同組合及び有志サークルは「その他の申請者」を適用する。

(ウ) 商行為その他の営利行為を業とする目的で設立した社団法人及び株式会社・合資会社・合名会社等。

(2) 減免等の処理基準

ア 吹田市都市公園条例施行規則第8条第1号

「国又は地方公共団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。」

に該当する申請者は、上記（1）申請者区分アとする。

イ 吹田市都市公園条例施行規則第8条第2号

「その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減額し、又は免除する。」

に該当する申請者は、上記（1）申請者区分イ及びウとし、免除を適用する。

ウ 上記（1）申請者区分エの申請者は、条例第12条第3項の規定に該当しないため、原則、使用料を減額、又は免除しないものとする。ただし、申請内容によっては、吹田市都市公園条例施行規則第8条第2号に該当すると判断し、免除を適用する。